

CONTENTS

「最近の地価の動向と今後の土地政策」

国土交通省 土地・水資源局次長 日尾野 興一

1. 日本の国富	2
2. 最近の地価動向	3
3. 低・未利用地の増加と土地政策	9
4. 定期借地権について	13
5. 開発型証券化について	15
6. 今後の土地政策の方向について	19

「最近の地価の動向と今後の土地政策」

国土交通省 土地・水資源局次長
ひおの こういち
日尾野 興一



略 歴

生年月日

1952年1月16日

本 籍

東京都

最終学歴

1975年3月 東京大学 法学部 卒業

職 歴

1975年4月 1日 農林省入省
1982年5月 16日 大臣官房企画室企画官
1982年7月 5日 大臣官房秘書課付
1983年3月 10日 畜産局競馬監督課競馬監督官
1984年4月 12日 農蚕園芸局繭糸課課長補佐(総括及び総務班担当)
1986年7月 10日 林野庁管理部管理課課長補佐(総括)
1988年9月 16日 畜産局畜政課課長補佐(総括及び総務班担当)
1990年4月 16日 秋田県農政部次長
1993年7月 16日 大臣官房企画室調査官
1994年9月 1日 林野庁業務部業務第二課長
1996年7月 15日 構造改善局農政部管理課長
1998年1月 6日 国土庁土地局土地利用調整課長
1999年7月 30日 農産園芸局総務課長
2001年1月 6日 大臣官房総務課長
2001年7月 6日 農村振興局計画部長
2003年1月 10日 農村振興局次長
2004年4月 1日 国土交通省 土地・水資源局次長

「最近の地価の動向と今後の土地政策」

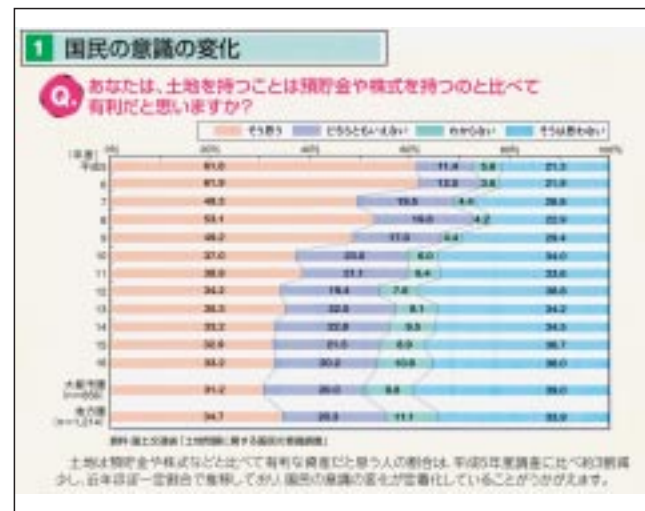
国土交通省 土地・水資源局次長 日尾野 興一

1. 日本の国富

図表1の平成15年末現在の総資産と国富（正味資産）を見ると、基本的な認識として、総資産8,144兆円のうち土地は1,298兆円と総資産の約16%となっています。平成15年の国富は2,724兆円で、図表2の国富の推移を見ると平成2年に比べると23%減少していますので、土地全体もそれ以上に下がってきているという状況です。



図表1



図表3-1

2. 最近の地価動向

図表4の平成17年都道府県調査では、全国平均で引き続き地価は下落していますが、住宅地、商業地の地価の下落幅が縮小しています。

特筆すべきは、東京都区部の住宅地は平均で0.5%、商業地では0.6%上昇しています。15年ぶりに住宅地、商業地ともに地価が上昇し地価の動向が鮮明になったと思います。

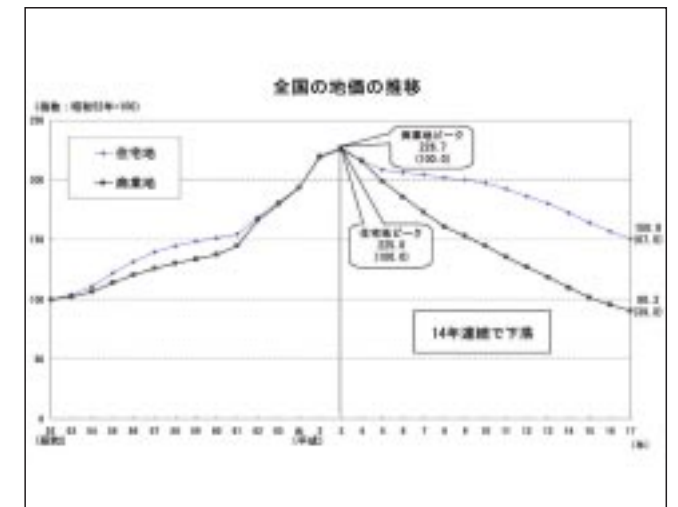
また、名古屋市中心部の名駅前の地価ポイントでは、地価が30%以上上昇している箇所があります。名古屋圏は、名古屋市中心部から豊田市にかけては活発な土地取引や地価の上昇が見られる状況で、利便性、収益性の相違が着目され地価の個別化傾向が明らかになった状況です。

図表5の全国では、現在、住宅地の地価はピーク時と比べると7割、商業地ではピーク時の4割という状況で、東京を中心とした都心部と地域との二極化の傾向が継続するのではないかと見ています。

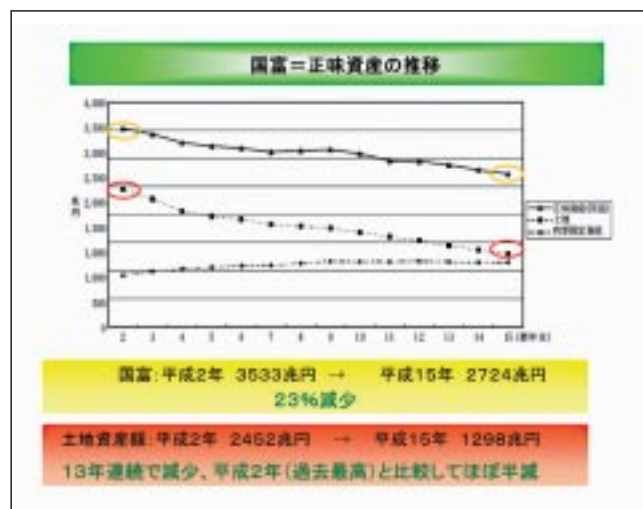
図表6の三大都市圏は、バブル時に急騰しその後急激に下落した状況で、現在、商業地の地価は昭和50年頃の水準にある状況で経済活性化の面ではプラスに働いていることは事実です。



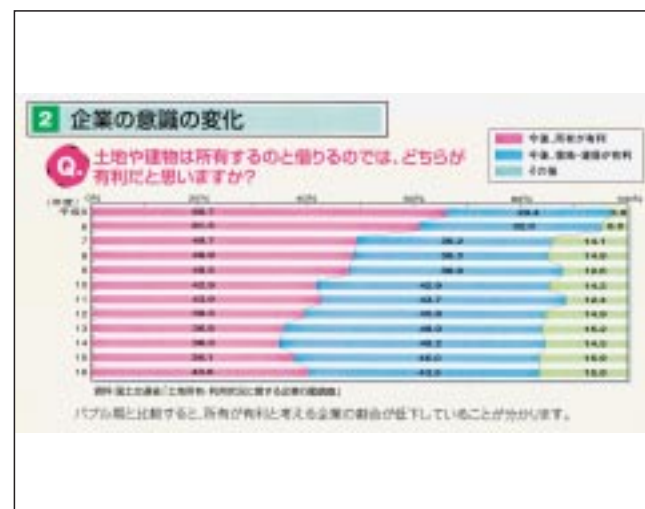
図表4



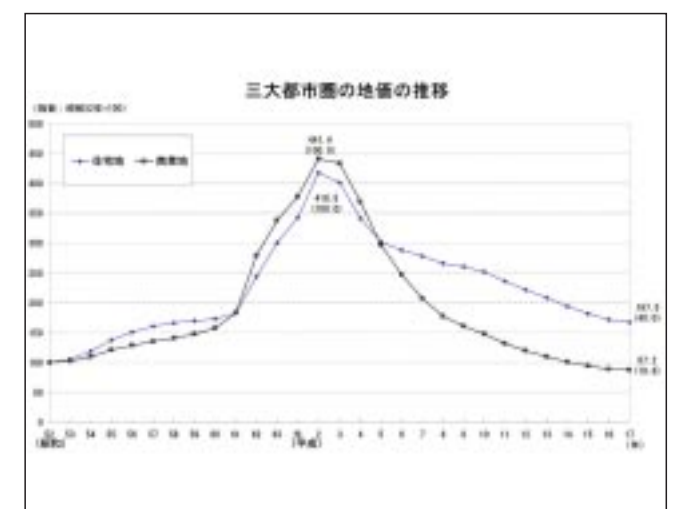
図表5



図表2



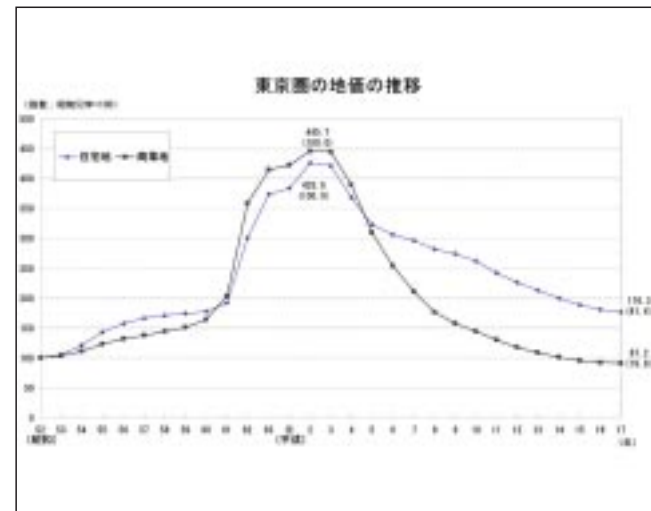
図表3-2



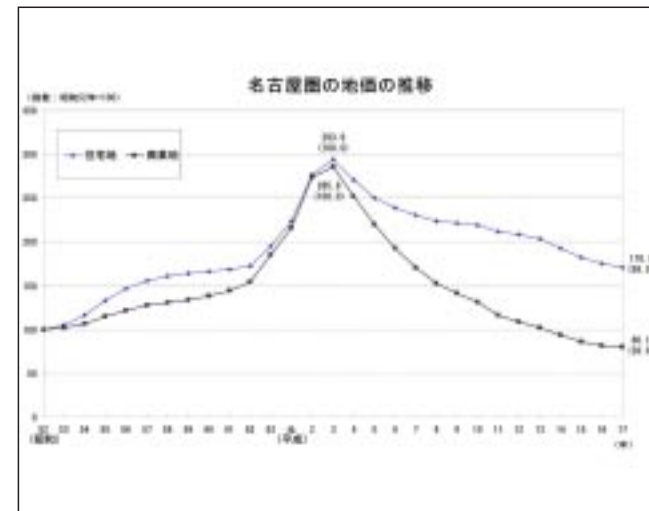
図表6

図表7に東京圏、図表8に大阪圏、図表9に名古屋圏の地価の推移を示しています。図9の名古屋圏では、現在、商業地の地価はピーク時の28%という状況で、全国の三大都市圏と同じ傾向を示している状況です。

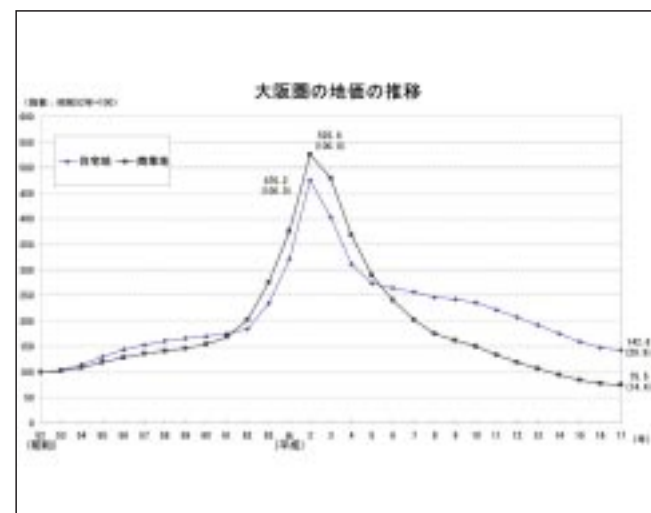
図表10の地方圏は、現在は、昭和50年ごろと同じ水準で、バブル時の上昇が少なかった分、下落も少ないといえます。



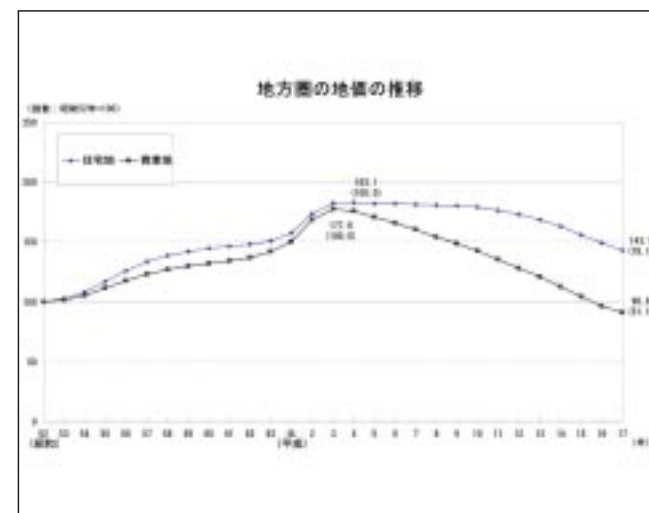
図表7



図表9



図表8



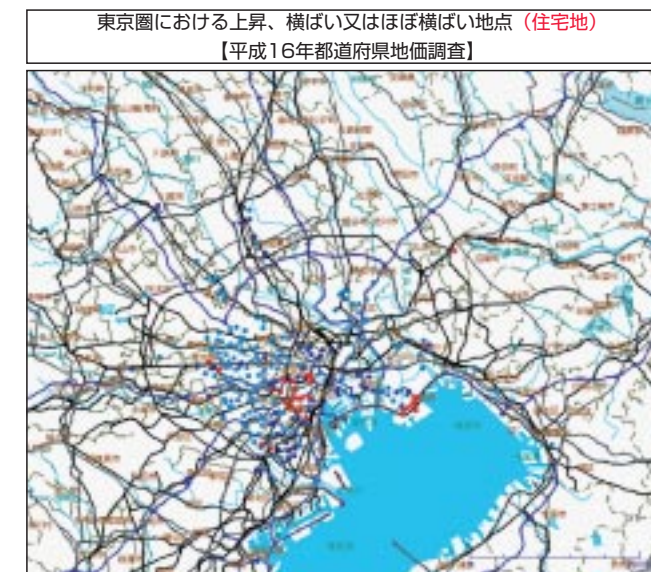
図表10

図表11が平成17年、図表12が平成16年の東京圏の住宅地のポイントです。赤が上昇、濃いブルーが横ばい、薄いブルーがほぼ横ばい（ $\Delta 0.1\%$ < 変動率 < 0%）ということで、明らかに東京圏では赤いポイント、濃いブルーのポイントが増えています。

東京の場合は、つくばエクスプレスが開通した関係で、新線沿線で上昇ポイントが顕著に現れてきている状況です。また宅地開発が進んでいる浦安、田園調布や二子玉川のようないわゆる優良住宅地の地価が上昇している状況がわかります。



図表11



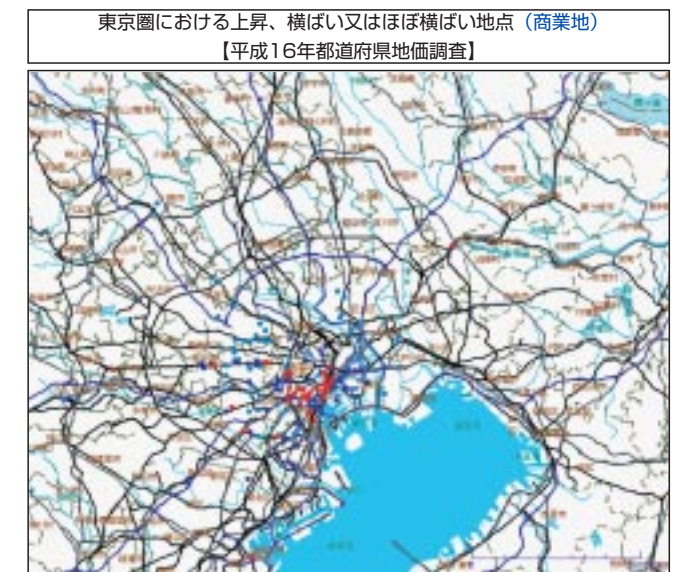
図表12

図表13は平成17年の東京圏の商業地のポイントです。銀座を中心に上昇ポイントが見えますが、同時に千葉県柏市には、本来原宿辺りにある有力な店のテナントが入ったビルがあり、柏周辺の茨城、埼玉の北部、千葉の商圏の関係者が集まっている商業地が上昇しています。また、中央線周辺の商業地も地価が上昇していることがみてとれますが、その背景にも有力な店が進出したということがあります。

図表14は平成16年の東京圏の商業地の状況で顕著に変わっていることが見てとれます。



図表13



図表14

図表15の平成17年の大阪圏の住宅地では、京都と大阪の真ん中が上昇し、特に兵庫から芦屋の神戸周辺の住宅地が顕著な値上がり傾向を示しています。

図表16の平成16年は赤いポイントはほとんどなく、平成17年に顕著な変化が起き始めていることが見てとれます。

図表17の平成17年の大阪圏の商業地では、御堂筋、大阪駅を中心にした梅田に活発な上昇ポイントが見ら

れると同時に、京都御所の右側と鴨川の間で商業施設が増えて、地価の上昇ポイントが増えている状況が見てとれます。

図表18は平成16年の例で、梅田辺りに上昇ポイントが出てきているという状況で、平成16年と平成17年とでは相当状況が違うことが見てとれます。

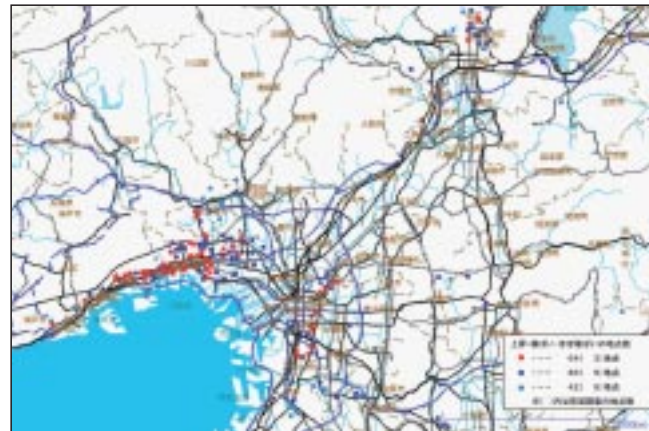
図表19は名古屋圏の住宅地で右が平成16年、左が平成17年で、名古屋市瑞穂辺りを中心に上昇ポイントが見られ、新線の関係で周辺住宅地が上昇しています。

図表20は名古屋圏の商業地で、平成16年は名古屋駅の両サイドのポイントは価格が上昇し、平成17年は、特に名古屋駅、名駅周辺や栄に上昇ポイントが増えたことが見てとれます。

こういった動きは三大都市圏だけではなく札幌や福岡でも、中心市街地や新駅の周辺で上昇ポイントが増えています。全国的に見ても、地価の変化の兆しが見えてきます。

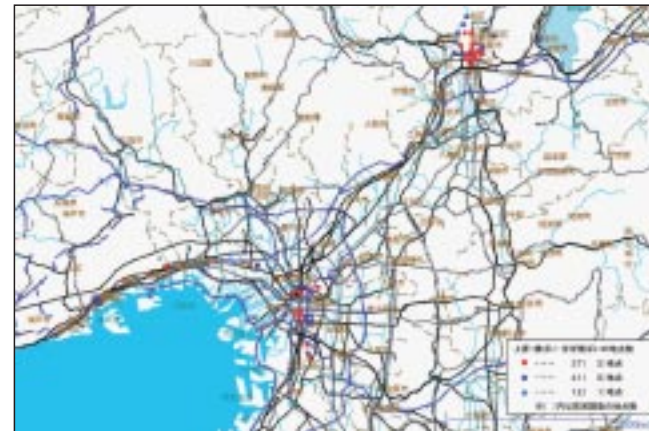
同時に、地価の個別化が進んでいます。図表21は東京駅中央区の京橋と東京駅丸の内二つのポイントについて着目して比較しています。容積率が違いますので価格は違いますが変化の状況を見ると、例えば地下鉄の京橋駅からの距離が120mと70mで50mしか変わらない場所で地価の個別化が起きている。前面の道路幅員その他が違っていますが、図表22で地価推移の状況を見ますと、中央5-8の土地は平成12年を100として17年は118になっていますが、中央5-16は平成12年100に対して78と下落している状況です。

大阪圏における上昇、横ばい又はほぼ横ばい地点 (住宅地)
【平成17年都道府県地価調査】



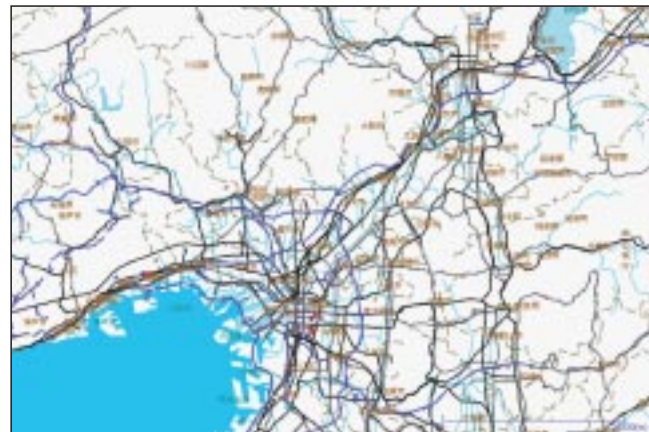
図表15

大阪圏における上昇、横ばい又はほぼ横ばい地点 (商業地)
【平成17年都道府県地価調査】



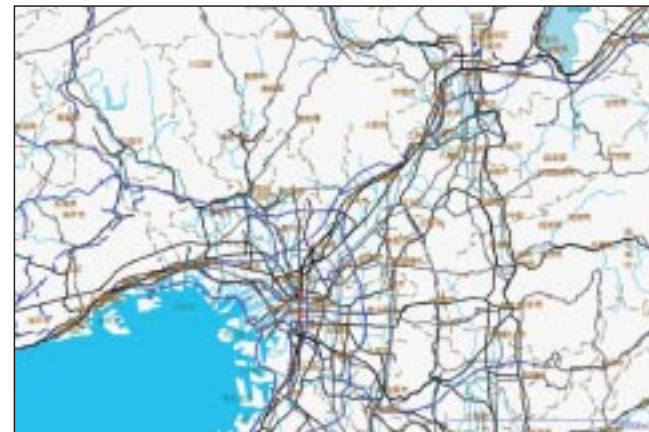
図表17

大阪圏における上昇、横ばい又はほぼ横ばい地点 (住宅地)
【平成16年都道府県地価調査】



図表16

大阪圏における上昇、横ばい又はほぼ横ばい地点 (商業地)
【平成16年都道府県地価調査】



図表18

名古屋圏における上昇、横ばい又はほぼ横ばい地点 (住宅地)
【平成17年都道府県地価調査】 【平成16年都道府県地価調査】



図表19

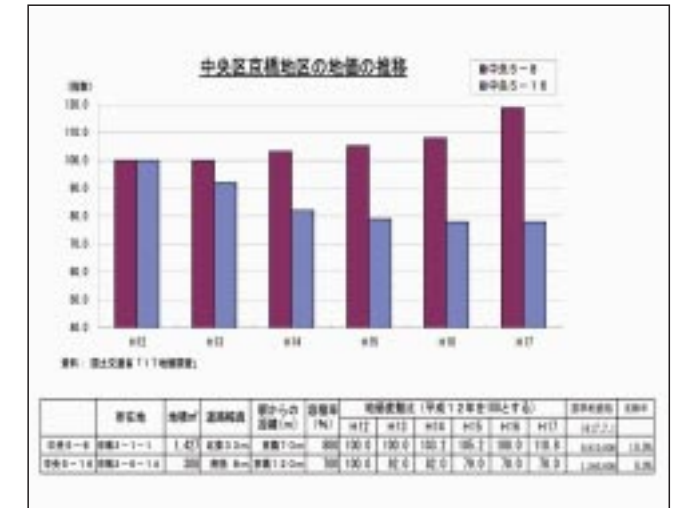
名古屋圏における上昇、横ばい又はほぼ横ばい地点 (商業地)
【平成17年都道府県地価調査】 【平成16年都道府県地価調査】



図表20



図表21

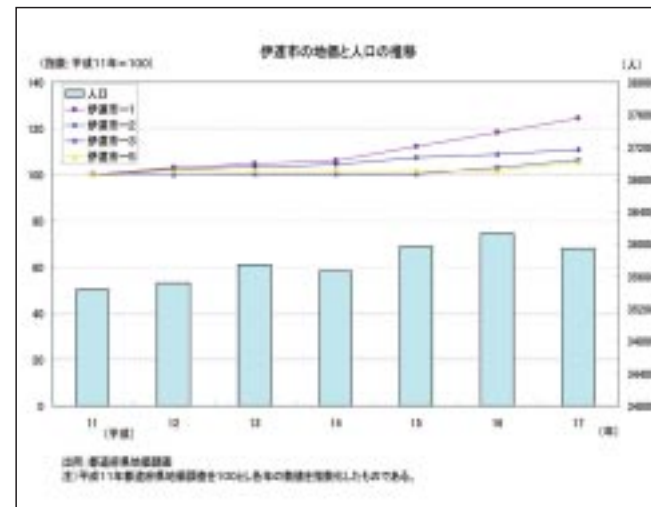


図表22

近い場所であっても、立地条件等で地価の状況や土地の利用の観点が大きく変わってきていることがいえます。土地の利用と活用との関係における個別化の進展が理解できると思います。

全国のポイントで調べても地価の個別化は各地で起きていますが、このような動きに対して、全国でどのような努力をしているのかを具体例をあげてお話しします。

図表23の北海道伊達市の地価ポイントを見ますと、継続して右肩上がりです。人口も若干でこぼこはありますが、基本的には右肩上がりという状況です。伊達市は噴火湾に近いこともあり北海道の中では暖かく、比較的平坦な土地が多いので高齢者をターゲットに魅力あるまちづくりをしています。



図表23

伊達市は高齢者の安心生活協議会を設置し、「高齢者の安心まちづくり」をテーマに都市再生を行っています。そのために、各種事業連携をしながら、住み替え支援、健康管理、介護予防といった高齢者にやさしい、高齢者が買い物に行きやすいまちづくりを行って、地域としての特性、コンセプトを確立することでまちの活性化を図っています。(図表24)

したがって、平成17年1月1日における地価上昇地点が市内に3カ所もある状況で全国トップクラスの地価上昇となっています。地域の努力による特色あるまちづくりを通じて地域の活性化を図り地価、不動産の価格を維持しているという例です。

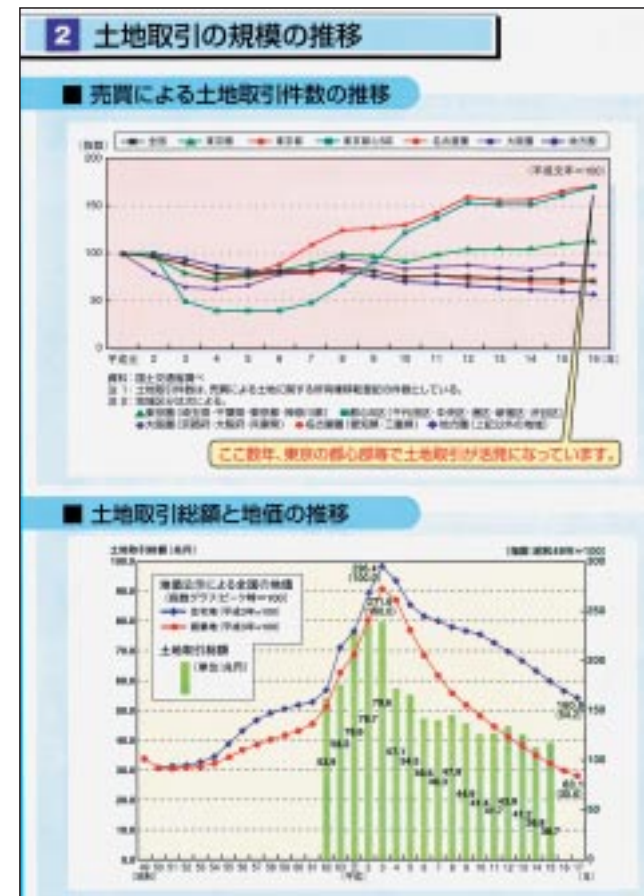


図表24

資料はありませんが、他の例として小布施町は栗の産地で大変有名なところ。栗をテーマにした栗ごはん、栗のお菓子などを名産品として販売したり、多く残されている古い町並みの保存をすることによりまちおこしをしています。

残念ながら、過疎地ですので地価は下がっていますが、長野県全体の地価動向から比べると下げ幅が少なく、まちおこしが成功している一つの事例として、「土地白書」の中に紹介していますので、一度ご覧いただければと思います。

地価を支えているのは、土地取引です。図表25、26の土地取引の規模の推移を見ますと、東京の土地が全体でプラスになっている状況です。



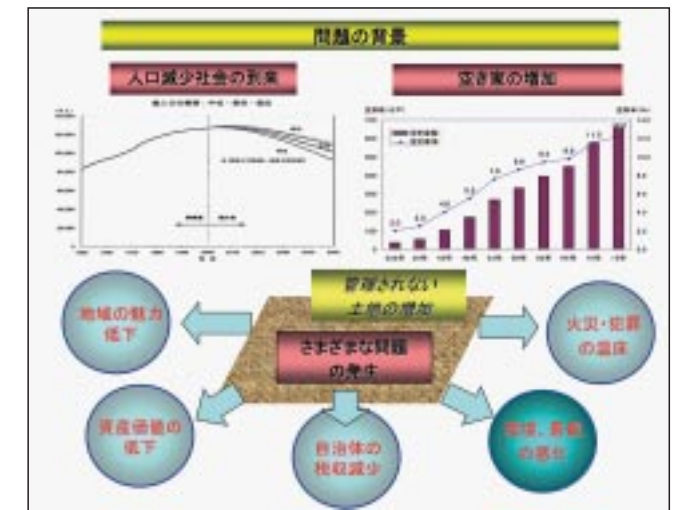
図表25、26

このような土地の状況を説明いたしますと、「資産デフレは終わったのか」という問いを受けます。東京都区部の平均では地価は上昇していますが、ポイントごとに見ますと、約3割のところで地価は下落している状況で、全国では依然として下落していますので資産デフレが終わったという状況ではありませんから、経済活性化、経済活動の充実が必要な状況ではないかと思っています。

3. 低・未利用地の増加と土地政策

図表27にあるように、低・未利用地の増加の背景には、人口減少社会の到来という問題があります。

図表28は少子高齢化・人口減少社会の到来で高齢化が進んだ場合に、何が起きるかを推定した数字を示しています。



図表27



図表28

典型的な秋田県の例では、平成37年には高齢化率が35.4%と全国1で推計し、県内の人口も30年で25%減少すると思われま。

しかも、最近の状況は、住宅地では△4.1%、商業地では△7.5%と下落幅が拡大しています。これは地方圏だけではなく首都圏、例えば埼玉県で試算しますと、高齢化率は平成37年で27.8%、県内人口も平成27年から37年には減少に転ずると予測されます。

全国では、2050年には人口が1億人になるといった状況で2100年をどう考えるかは難しいことですが、単純な試算では2100年には約6400万人になると今のトレンドから考えられます。

同時に現在の住居移動の状況は、都心居住志向が強まって郊外部から都心に人口が移動してきている状況が起きています。その状況をふまえると、空家が増加しているという由々しき問題が起きています。

具体的な事例として、図表29の函館郊外の住宅地ではマップの黒い部分が空地、赤い部分が空家です。マップを見ると、中心市街地の商店街空洞化、郊外部においても基地問題、空家問題が惹起し始めてきています。したがって、図表30の写真のように更地のまま放置された空家、複数の底地権所有者にまたがっている空地が全国各地にあります。

図表31の東京郊外の青梅市では、放置された水田や畑、屋外の駐車場、家屋がある中に未利用地がポツポツとあるスタイルの課題を抱えた土地がある状況です。

図表32の中山間部ではせっかくの棚田が潰れて耕作放棄地が放置され自然災害の危険性や右写真のように産業廃棄物が不法投棄され環境上も大きな問題となっている状況です。



図表29



図表30



図表31



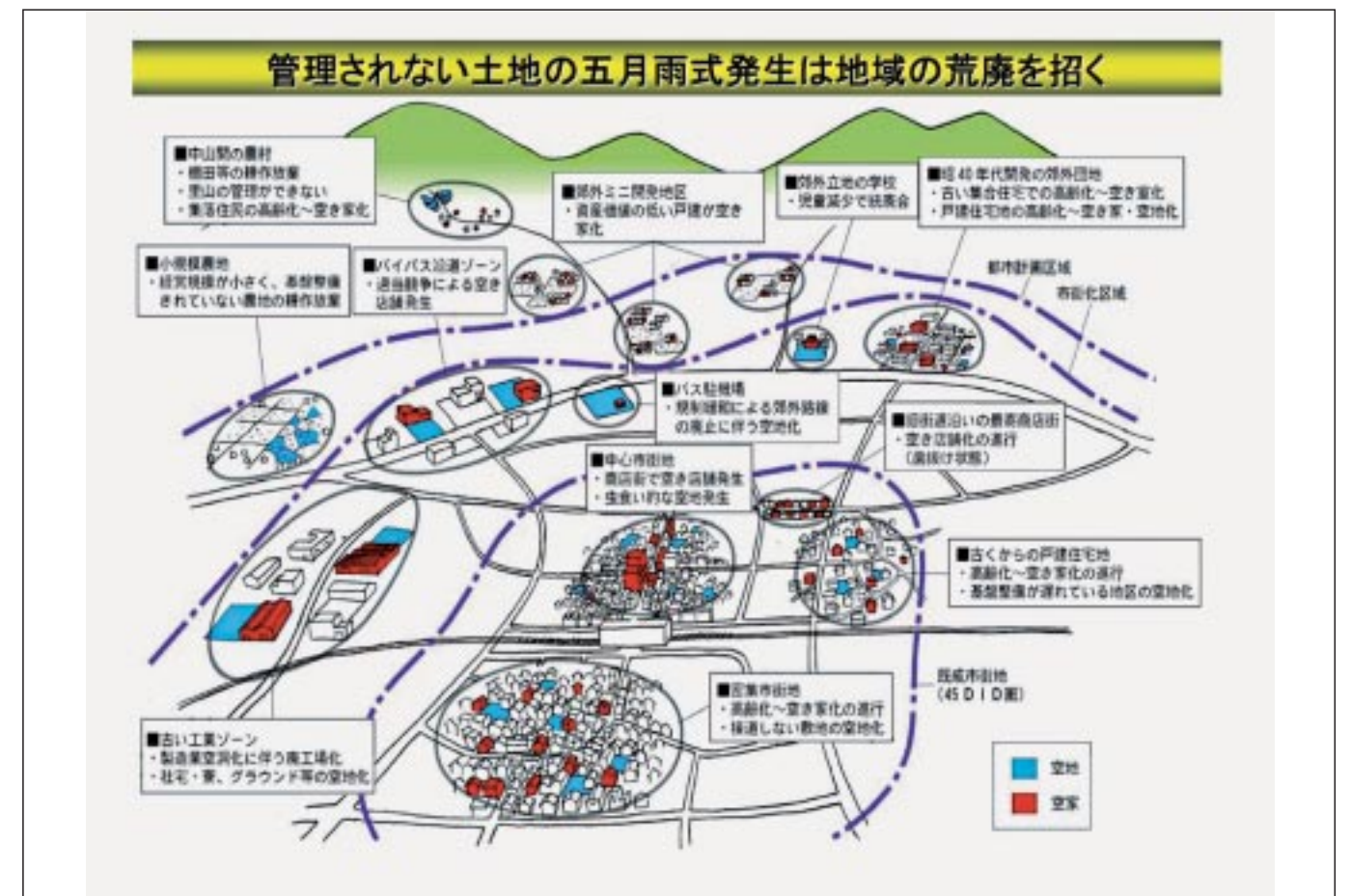
図表32

したがって、図表33の「管理されない土地の五月雨式発生は地域の荒廃を招く」と書いたポンチ絵のように、山村部では、中山間部の農地が必ずしも管理されていない。郊外では、児童減少で学校の統廃合の問題が起きている。40年代に開発された団地の中では、高齢化や都心居住に移って空家が増え全体としての管理がどうなっているか。中心部では、古くからの戸建住宅、道路などの基盤整備が遅れている地域において、高齢化、空家の中で荒廃された家屋が残っている状況が起きています。

それから密集市街地は東京などが典型ですが、地震、防災対策上の課題があるにもかかわらず、ポツポツと利用されない土地や空家ができれば防災上、犯罪上の問題、環境面では場合によっては治安面の問題が起きかねない状況をポンチ絵にしています。

環境、景観の悪化、火災・犯罪の温床を通じて資産価値、地域の魅力は低下し、結果として自治体の税収は減少します。手当てができなくなって、負の回転が起きかねないと認識しています。長期的な土地利用、国土の管理をどうするかという課題の議論とは別に、当面どうするかが大きな課題になっていると思います。

したがって、いま地域で何が起きているかを、私どもの審議会で小委員会を立ち上げて土地管理という観点で検討を始めようとしています。



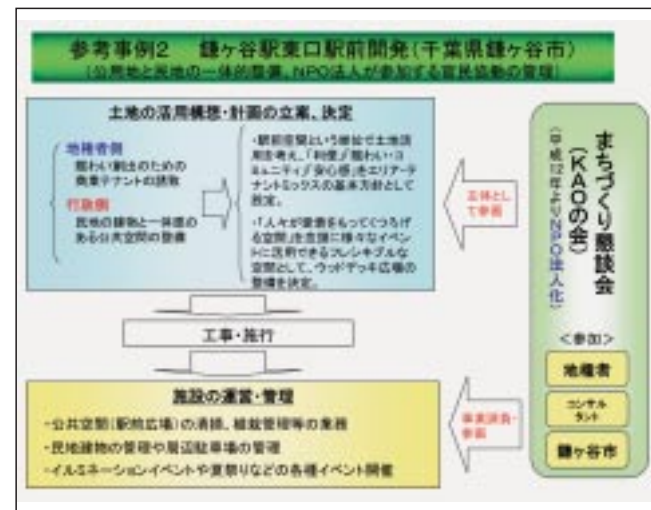
図表33

参考事例として図表34の千葉県富津市は東京湾に面したところで、遊休地を利用した野球場整備をしてNPO法人が管理をすると共に、利用者からも利用料を徴収し、地域の中で管理をしていくことによって、放火の問題、災害の問題を防止するとともに、地域活性化に資しています。

図表35の千葉県の鎌ヶ谷駅東口駅前開発はNPO法人が主体的に参画し市役所と一緒に協力しながら施設をどう作っていくかという構想を練り、その施設の管理、運営を行っています。NPO法人がまちづくりの根っこの部分から参画し土地利用の整備をし、管理システムをうまくやっっていくという事例で、一つのパターンとして着目しているのではないかと思います。



図表34



図表35

図表36の多摩ニュータウンのN-Cityでは、所有、管理、活用を自治会が行っています。特に高齢者を中心に、祭りやイベントをN-City内の緑地で開催し地域住民との連携を図っています。ご存じのとおりマンションなどでは「隣は何をする人ぞ」の世界を解消しながら一体感、コミュニティを作り上げていこうという動きも着目していかなければいけないのではないかと思います。

私どもで行ったコミュニティづくりについてのアンケート結果を見ますと、地方自治体、県等に頼みたいという要望が大変多くありましたが、行政では財政的に、コミュニティづくりの最初の段階での支援はできるとは思いますが、その先は住民がどう参画し何をしてくれるのかといったシステムを作って、特色のあるコミュニティづくりをしていくことが、これからの課題ではないかと思います。

私どもは、地域づくりのパターンを決め付けることはやってはいけないと認識し、皆さん方に参考事例の情報提供をしていくことが重要と思います。また起爆剤として、種火として何が必要かを平成18年6月から7月にかけて、ご提案をする予定で検討しています。



図表36

4. 定期借地権について

これから低・未利用地をどう活用していくかが重要な要素ですが、他方企業は経営上の観点から土地を持つことが是非かが大きな課題になっています。企業の意識の中でも、土地所有が有利と思っていないという回答が多いということで、いま注目されているのは定期借地権です。

図表37の定期借地権制度については、平成4年に創立されました。普通借地権は正当事由がない限り更新されて、存続年数が30年以上、更新期間は10年以上とされています。それに対して、定期借地権の大きな特色は正当事由の如何にかかわらず、契約期間満了時に確定的に終了することです。それから一般定期借地権の存続時間50年以上、事業用借地権は10年から20年以下で規定されています。

一般定期借地権が50年以上とされた背景は、普通借地権に比べて相当長期であること、事業用借地権が10年以上20年以下とされた背景は、コンビニ等で利用されることが想定されたという時代背景があります。



図表37

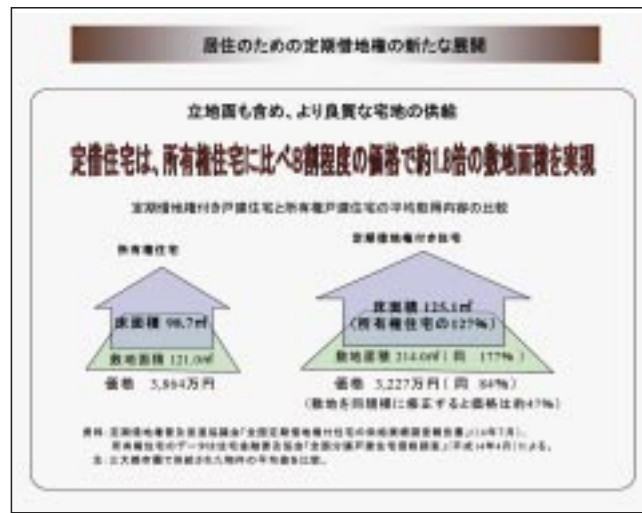
図表38の定期借地権付き住宅は、所有権住宅に比べ8割程度の価格で1.8倍の敷地面積が実現し、より広い土地をより安価に使える状況にあります。残念ながら現在までに、建設された住宅のうち定期借地権の利用率はわずか0.3%となっています。

図表39に、広い土地を使った団地構成、緑地をより配慮した団地、川崎市の例として従前の自然環境との共存を大事にしたスタイルの敷地のとり方をした、定期借地権をうまく使った良好な住宅地の造成の試みもされています。このような使い方を視野に入れながら、定期借地権を見直す必要性があるのではないかと考えます。

同時に、事業用借地権は、コンビニ等での利用を想定していましたが、図表40に関西電力の発電所跡地を松下電器がプラズマテレビのパネル工場として事業用借地権で賃借するといった従来とは違った形で利用されています。また、お台場のヴィーナズフォートという有名なショッピング街も定期借地権で利用されている状況で、しっかりとした企業経営の中で、効率的に定期借地権を利用しています。

このような状況下で、事業用借地権の存続期間が10年以上20年以下というタームでよいのか、今の制度が本当に良いのかどうかを見直す必要があると思いますが、国土交通省だけではなく、法務省等の問題も絡んでいます。

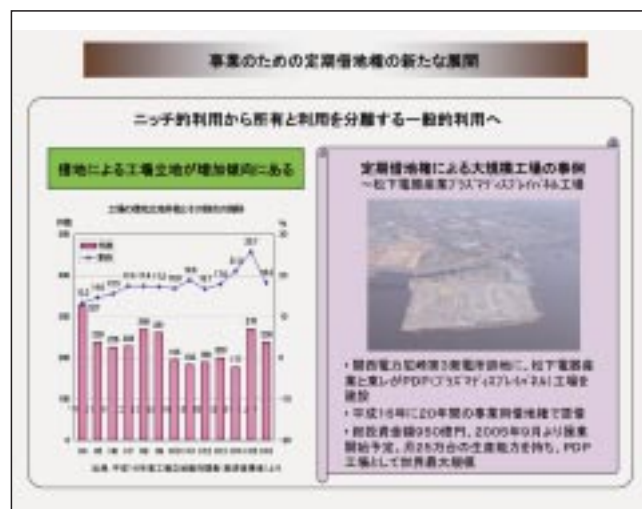
また、社会的な意味合いを持つ定期借家権との兼ね合いをどうするかという問題もあります。需要に関して、時代は従来の想定とは明らかに違った方向に動いていますので今後、取り扱いをどうするかは課題だろうと思います。



図表38



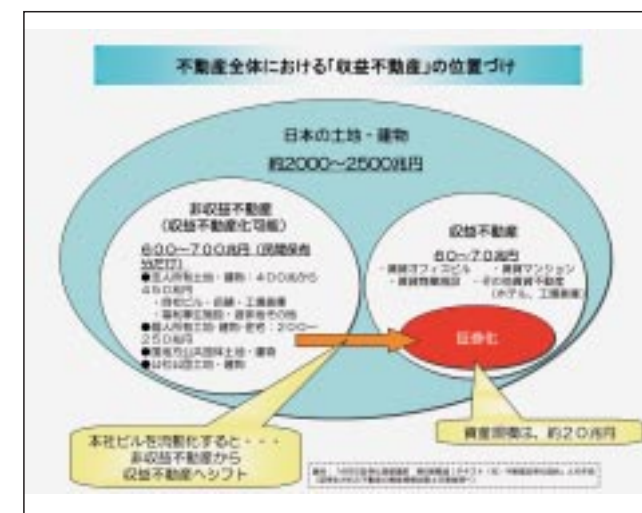
図表39



図表40

5. 開発型証券化について

不動産証券化は、東京の地価上昇の大きな要因となっています。図表41に、日本の土地、建物は、通例約2000～2500兆円あるといわれています。そのうち民間保有の非収益不動産が600～700兆円、法人所有の土地建物が400～450兆円、個人所有の土地等が200～250兆円、ほかに国・地方公共団体・公社公団等の土地・建物があります。



図表41

現実問題として、現在収益不動産は60～70兆円と言われ、そのうち証券化された不動産の資産規模は約20兆円となっています。図表42を見ると平成9年に9件62億円で始まったものが、8年間累計で約20兆円になっている状況で、我が国の金融マーケットからいうとわずかですが、我が国の投資市場に大きな変化を現し、単なる資金調達のための一手段といった位置づけを大きく越えて、金融市場と不動産市場を結ぶ経済資金循環全体の中の一セクターを構成するものとなってきています。

日本の機関投資家の不動産に対する投資約4%に対して、ヨーロッパの不動産投資は、6%から7%とされており、さまざまな種類の金融商品、株式と併せリスクの分散を行っているという意味で、不動産投資の分野は発展の余地があると思います。



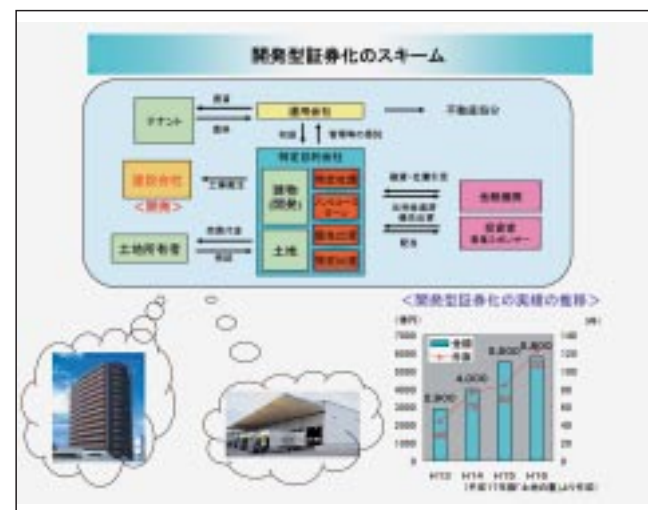
図表42

例えばアメリカの有名な大きな機関投資家であるカリフォルニアの年金基金などは、不動産投資に全体の資金の8%を目標にしております。日本の投資先の多様化に対応するためには、どういう手当てをして、こういったことに留意するのかを考えていく必要があると思います。同時にJリートに供給されるような不動産物件の鑑定のあり様、責任のあり様が今後問われる気がしますので検討を進めていく必要があると思います。

そして、既存の物件を証券化するだけでなく、証券化のいい点は、開発資金を集めて将来の家賃収入その他で返していくという開発型証券化が利用できるという点です。件数も少なく低調な状況にありますが、うまく利用しながら、資金の集中と分配は重要な課題になりますので、その意味で開発型の証券化も念頭に置きながら、物事を考えていく必要があると思います。

図表43にテナントの賃料を目的に、投資家からお金を集めて、建物、土地を開発、運用して、投資家へ配当を戻していくという手法も重要と思います。

それから、Jリートの投資対象物件は、東京だけではなく札幌、福岡にもありますし、オフィス系のビルだけではなく住宅、物流施設等の投資物件も対象にしています。次第にJリートの動きは地域に拡大し目が離せない状況です。



図表43

J-REITが上場されて、若干実際上の配当利回りの変化もあります。最近上場されたJ-REITの中には公募割れが起こり、状況を見る向きもある中で、重要なことは収益不動産について安全なのかということだと思います。J-REITは既に出来上がっているビルを購入して証券化するパターンだけでなく、まだできていない建物を想定して、関係者から投資を募集し、テナントを募集して、配当を行っていくという開発型も、今後まちづくりのためには必要だと思います。

テナント運用会社との関係において、例えば土地、建物管理情報開示の問題、テナントの賃料の水準をどのように示していくのかという問題、利益相反との関係でルールをどうするのが重要で、いま一生懸命研究し小委員会を立ち上げたばかりです。

不動産ファンドの問題について、個別のファンドよりは、小委員会の資料では「ファンドの森」と言っていますが、ファンド相互の関係が入り組んでいる状況が出来上りつつありますので、早急なる論点の整理が必要だと思います。

併せて付随的に、情報開示として図表44で、土地に関する情報の整備、提供として、地価公示調査もしていますが、取り引きされた土地の価格をどの程度皆様方に提供できるかを検討しています。

図表44

我が国の土地の最も基礎的な情報を示す地籍調査が大変遅れています。図表45の公図は、地図の体をなしていないのが現状で都市部の地籍調査は19%です。特に都市部を中心に整備しようということで、年間100億円を投入しながら都市街区基本調査を進めることによって、使える地図の整備を行っています。

地籍調査は土地取引の根幹にかかわる問題で、世界的にみると土地投資の世界から見放されることも起きかねない状況もありますので早急に積極的に推進する必要があります。



図表45

6. 今後の土地政策の方向について

図表46に社会経済の状況の変化として、少子高齢化、世帯構造の変化、人口減少、それから、環境や景観に対する意識が高まっています。地価の個別化、不動産の証券化が進んでいる一方で低未利用地が増加しているという社会現象が起きています。

今までの土地政策は、バブルの際は地価の高騰をどうくい止めるかという政策、つまり、所有から利用へということで、利用促進の観点から、投機的な土地への投資といった性格を持っている部分の政策を転換してきたという時代でありました。



図表46

同時に、大都市圏を中心に土地が非常に不足していたので、新規宅地の大量供給を行ってきましたが、それから脱却するというのが、まさに新たな土地の政策です。今後の土地政策の方向は、「透明で効率的な土地市場の整備」。それから「環境などにも配慮した土地の適正な利用の実現」。この二つを念頭に置きながら、土地政策を行っていきたいと思います。

それからやや付言しますが、この6月までの通常国会で、国土交通省では国土形成計画法という法案を成立しました。これはいわゆる全国総合開発法（全総）という法律に基づき全国をどのように開発していくかという計画を作ってきたわけですが、時代が変わったので、もう既に開発という理念ではなくて、国土形成を一体どう整備・保全していくのかという計画作りが始まっています。

10月中旬、審議会の計画部会で計画作りに着手しました。その中で、土地に関しても人口減少を踏まえながら、長期的スパンと理念的な整理の両方の観点から、持続的管理可能な国土計画作りの検討が始まっています。

ご興味がある方々は、インターネットの中で意見が言えたり、情報が見られると思いますのでぜひともご覧になっていただきたいと思います。平成18年7月の策定を目途に、細かい議論が始まってきているところです。フォローアップしていただければありがたいと思います。

本稿は当研究所主催の「平成17年度 土地月間講演会」における日尾野 興一氏の講演内容を録音テープをもとにとりまとめたものです。

アスベスト問題 ～不動産の視点から～

セミナースケジュールと講師

■ オープニング 司会 (財)日本不動産研究所 理事・調査企画部長 宮ヶ原 光正

■ 理事長挨拶 理事長 伊藤 博行

■ 「環境法とアスベスト問題の経緯と今後」

明治大学法科大学院教授 柳 憲一郎 氏

休憩

■ 「アスベスト問題の現状と東京都の取り組み」

東京都環境局環境改善部 大気保全課長 島田 光正 氏

■ 「不動産取引におけるアスベスト調査方法と関連法規」

株式会社イー・アール・エス デューデリジェンス部課長 森 博志 氏

ご案内

日時 平成18年2月7日(火)
13:30～16:45

会場 大手町サンケイプラザ 4Fホール
〒100-0004 千代田区大手町1-7-2
TEL 03-3273-2257

定員 先着300名

参加費 無料

参加申込方法

ご参加お申込は、参加申込書に必要事項をご記入の上、平成18年1月20日(金)までにFAX(03-3592-6393)でお申込ください。

お問い合わせ先

(財)日本不動産研究所 調査企画部
〒105-8485 東京都港区虎ノ門1-3-2 (勸銀不二屋ビル)
電話 03-3503-5330

会場ご案内図



交通のご案内

- 丸ノ内線/半蔵門線/千代田線/東西線/都営三田線各線 大手町駅下車 A4・E1出口直結
- JR東京駅 丸の内北口より徒歩7分
- 首都高速都心環状線 神田橋インター降車

個人情報保護について
お送り頂いた個人情報は、厳重に保管し、本セミナーに関する事務処理と新しい講演会等の情報発信に使わせて頂きます。

FAX送信紙

平成18年2月7日開催

第5回 REIカレッジ公開セミナー 参加申込書

(財)日本不動産研究所 調査企画部 行

参加者の お名前(役職名)	()
	()
	()
勤務先・部署	
勤務先住所	〒
電話番号	
FAX番号	

※ 恐れ入りますが、準備の都合上1月20日(金)までに本紙にてお申込ください。

FAX番号 03-3592-6393

財団法人 日本不動産研究所 調査企画部

〒105-8485 港区虎ノ門1-3-2 勸銀不二屋ビル

TEL 03-3503-5330